

中国両用品目輸出許可申請表作成ガイドラインの公表等について
—輸出許可申請の際の記入要領・品目別の質問を含む 66 の Q&A を掲載
—鉱物資源を含有、使用した関連製品は「国の安全・利益に危害を及ぼす」等の
状況の場合は両用品該当との記載

2025.4.2
CISTEC 事務局

3 月 28 日、輸出管理法及び両用品目輸出管理条例に関し、その申請に当たっての記載要領や、品目別の Q&A を掲載した輸出許可申請表作成ガイドラインを公表した。

また、国内企業向けの輸出管理アウトリーチサイトである「中国輸出管理情報ネット」に、リスト規制の該非判定検索ツールが掲載されている。

■両用品目輸出許可申請表作成ガイドライン

◎商務部サイト

https://aqygjzj.mofcom.gov.cn/zsyd/art/2025/art_b4861fe2d8ff4f0c8e215325e9b64a1e.html

別添※機械翻訳及び CISTEC 仮訳（Q&A 中 47－57 が鉱物関連部分）

・両用品目輸出許可申請表作成ガイドラインについて

今般のガイドラインは、輸出管理法及び両用品目輸出管理条例における輸出許可申請について、電子申請を原則として、商務部の業務システムの統一プラットフォームを通じて、許可申請を行う際の記入要領について紹介している（詳細は別添の原文を参照）。

さらに、「よくある質問」として、基礎的な質問、許可申請、業務相談及びコンプライアンス体制の 4 類型について 66 の Q&A を掲載している。その中で、業務相談において、一昨年来、中国において規制が強化されてきたガリウム、人造黒鉛、タングステン等の鉱物資源関係等の Q&A が多数紹介されており、特に規制対象品目を含有する製品の該非判定についての考え方は注目される内容であるため、当該部分を中心に解説したい。

これまでの鉱物資源関係の個別規制公告の内容（CISTEC 解説記事）

■中国商務部によるガリウム及びゲルマニウム関連品目の輸出規制について
（改訂補足版）（2023.7.5） <https://www.cistec.or.jp/service/uschina/20230704.pdf>

■中国商務部による黒鉛及びその関連品目の輸出規制について（23.10.26）

<https://www.cistec.or.jp/service/uschina/20231026.pdf>

■中国商務部等によるアンチモン及び超硬材料関連品目等の輸出規制について
(24.8.20) <https://www.cistec.or.jp/service/uschina/20240819.pdf>

■米国の対中 10%関税賦課後の中国による対抗的規制動向（改訂版）（25.2.6）
ータングステン、モリブデン等の鉍物資源 5 種を含む輸出規制等を発動。
再輸出規制も対象に。

https://www.cistec.or.jp/service/keizai_anzenhosho/china/data/20250205.pdf#page=3

■留意点① 鉍物資源を含有、使用した関連製品の扱い

ー原則非該当だが、輸出管理法第 12 条第 3 項に該当する場合（＝「国の安全と利益に危害を及ぼす」等の場合）は該当扱いとなる。

規制対象品目を含有する製品の該非判定について、例えば、47 において「**ガリウム化合物を含有するデバイス又は素材**」に関する Q&A が紹介されている。ガリウム関連の品目は上記解説のとおり、限定列举されている一方で、これらを含有する製品（製品化されているデバイス等）に関しては規制対象であるか否かは不明確となっている。この点について、Q&A においては、以下のとおり、充電器やターゲット材（ITO）、光ファイバなどは管理範囲には含まれないとされている一方で、注目されるのは、輸出管理法第 12 条第 3 項に該当する場合は除外されている点である。

47. ガリウム化合物を含有するデバイス又は素材は両用品目の管理（規制）範囲に含まれますか？

～（略）～。

窒化ガリウム（GaN）充電器、インジウム・錫酸化物ターゲット材（ITO）、酸化インジウム・ガリウム・亜鉛ターゲット材（IGZO）、光ファイバ、有機ゲルマニウム、水素化ゲルマニウム、塩化ガリウム、ガーネット結晶、熱伝導ペーストは現在、両用品目の管理（規制）範囲には含まれない。《輸出管理法》第十二条第三項に記載された状況に該当する場合は除く。

※ 他にも、「50.金属または繊維等の素材を使用した黒鉛製品」「54.メタタングステン酸アンモニウム」「55. 焼結金属炭化タングステン（タングステンカーバイド）等の関連製品」「57.テルル化カドミウム、テルル化亜鉛で製造した太陽エネルギーユニット」について、同様の回答振りとなっている。

輸出管理法第 12 条第 3 項はキャッチオール規制を定めており、3 類型のリスクが存在する可能性があることを輸出者が知っている（あるいは知っていなければならない）又は国家輸出管制管理部門の通知を受けた場合には許可申請を必要としている（客観要件＋インフォーム要件）。

その中で特に注目されるのが「国の安全と利益に危害を及ぼす」という点であり、客観的に曖昧な内容でどのように運用されるのかは不透明で予見性がないものとなっている。

輸出管理法第 12 条第 3 項 ※CISTEC 仮訳

https://www.cistec.or.jp/service/china_law/20201019-kariyaku.pdf

輸出管理リストに記載された管理品目及び臨時管理品目以外の貨物・技術とサービスにおいて、関連する貨物、技術とサービスに以下のリスクが存在する可能性のあることを、輸出者は知っている、あるいは知っていなければならない、又は国家輸出管制管理部門の通知を受けた場合は、国家輸出管制管理部門に許可を申請しなければならない：

- (一) 国の安全と利益に危害を及ぼす；
- (二) 大量破壊兵器及びその運搬手段の設計・開発・生産あるいは使用に用いられる；
- (三) テロリズムの目的に用いられる。

■留意点② 反外国制裁法、信頼できないエンティティリスト、輸出管理規制ユーザーリストの掲載者は、「国の安全と利益に危害を及ぼす」ことが掲載理由であり、それら向けの鉱物資源を含有、使用した関連製品の輸出は該当扱いとなり、輸出禁止対象となる可能性大。

他方、昨年来、中国においては、「国の安全と利益に危害を及ぼす」との理由から、米国に対し、様々な対抗措置が打ち出されている。

- ① 昨 2024 年 12 月 3 日には、「国の安全と利益を守り、拡散防止等の国際義務を履行するため」との理由により、米国防衛関連企業等向けの全ての汎用品の輸出禁止や、鉱物資源関連両用品の米国向け輸出に関し原則不許可又は厳格審査といった包括的なエンドユース・エンドユーザー向け規制措置があった。
- ② また、本 2025 年 1 月 2 日には輸出管理法及び両用品目輸出管理条例に基づき輸出管理規制ユーザーリストが初めて制定され、掲載企業に対し両用品目の輸出禁止措置などが講じられたところである。
- ③ また同日には、台湾への武器売却を理由として、反外国制裁法に基づく報復リストに掲載されている企業を信頼できないエンティティリストに掲載し、複合的な措置を行うな

ど、その後も米国の関税措置に対する対抗措置として、反外国制裁法の報復リストへの掲載措置等が打ち出されているところである（詳細は以下 CISTEC 解説記事を参照。）。

今回、ガリウム等の鉱物資源の規制対象品目を含有する製品の輸出に関し、その扱いが両用品目輸出許可申請表作成ガイドラインにおいて明確となり、輸出管理法第 12 条第 3 項に基づき「国の安全と利益に危害を及ぼす」ということを理由とするキャッチオール規制について、（輸出管理法等に基づく輸出管理規制ユーザーリストや反外国制裁法の報復リスト掲載企業、信頼できないエンティティリスト掲載企業向けについては、それぞれの措置において「中国の国家主権、安全、利益の発展に危害を及ぼす」「中国企業等に対して差別的措置を採り、その合法的な権益に深刻な損害を与える」との制裁趣旨により輸出禁止措置等が講じられていることから）その運用として、上記の対抗措置の対象企業向けについては、輸出禁止措置等の対象となる可能性が高いと思われる。

■留意点③ 上記の中国原産の鉱物資源を含有、使用した関連製品の該非の扱いにより、外国からの再輸出規制において「デミニミスルールの不適用」（僅かでも規制対象品目が含有、使用されていたら規制対象）に近い運用が実質的になされる可能性

上記の鉱物資源を含有、使用した関連製品の扱いは、昨 2024 年 12 月 3 日の米国に対する包括的な対抗措置においては、輸出管理法に基づく再輸出規制のうち中国原産品規制が公告において明示的に規制されたものと異なり、再輸出規制のうちデミニミスルールの規制がされることを示唆している。

また更に、含有率が明確になっていない点において、「デミニミスルールの不適用」（僅かでも規制対象品目が含まれていたら規制対象）に近い運用が米国向け等には実質的になされる可能性がある。

■CISTEC 解説記事

米国の対中輸出規制強化に対する中国の対抗措置について（24.12.5）

- 米国防衛関連企業・分野向けの全ての汎用品輸出を禁止
- 優位性ある鉱物資源輸出を対米原則不許可又は厳格審査
- 輸出管理法の再輸出規制の適用開始。今後適用類型が拡大し、国際サプライチェーンに大きな影響の可能性

https://www.cistec.or.jp/service/keizai_anzenhosho/china/data/20241205.pdf

中国の最近の輸出規制とその関連動向（2024 年 12 月末～2025 年 1 月初め）

(25.1.7)

—米国に対する対抗措置を更に拡大

—輸出管理法初の「輸出管理規制ユーザーリスト」を掲載

信頼できないエンティティリストや反外国制裁法の報復リストと複合的運用

—今後、再輸出規制の拡大により、中国外で中国原産品を使用した製品の対米輸出が中国当局の許可対象になる可能性

https://www.cistec.or.jp/service/keizai_anzenhosho/china/data/20250107.pdf

米国の対中 10%関税賦課後の中国による対抗的規制動向（改訂版）(25.2.6)

—米国の関税措置に対する対抗措置（対米関税・グーグルへの独禁法調査）

—タングステン、モリブデン等の鉱物資源 5 種を含む輸出規制等を発動。再輸出規制も対象に。

—米国企業 2 社「中国企業に対する差別的な措置を取っている」として信頼できないエンティティリストへ追加

https://www.cistec.or.jp/service/keizai_anzenhosho/china/data/20250205.pdf

米国の対中追加関税 20%への引き上げ公表（3/3）後の中国による対抗的規制動向（25.3.5）

—農産物に対する関税措置等

—防衛関連等の米国企業 10 社を信頼できないエンティティリストへ追加

—米企業イルミナ社（2 月 4 日付信頼できないエンティティリストに掲載）に対する措置の決定

—米国企業 15 社を輸出管理規制ユーザーリストに追加

https://www.cistec.or.jp/service/keizai_anzenhosho/china/data/20250305.pdf

■ リスト規制の該非判定検索ツール

商務部の国内企業向けの輸出管理アウトリーチサイトである「中国輸出管理情報ネット」に、リスト規制の該非判定検索ツールが掲載されている。

<http://exportcontrol.mofcom.gov.cn/ckgzqdsjk.shtml?columnID=8&num=1>

両用品目輸出管理条例（第 14 条）では、輸出者が該非判定について商務部に問い合わせることができ、商務部が回答する義務を規定しているが、「中国輸出管理情報ネット」

において、中国語でキーワードを入れると、項番や規制内容が検索できるようになっている。

例えば、「コンデンサ（电容器）」で検索すると、3A201 「コンデンサ、電磁石、加速器」が表示される。

首页 > 两用物项出口管制清单数据库

两用物项出口管制清单数据库

中华人民共和国两用物项出口管制清单

行业领域: 3.电子

物项类型: 全部

管控原因: 全部

检索范围: ☒ 全文 ☐ 名称 ☐ 描述 ☐ 物项编码

关键字: 电容器

验证码: PV4B U6E8

查询

重置

查询结果: 共找到有关“电容器”相关信息1条

序号	物项编码	名称	描述	参考图片	备注
1	3A201	电容器、电磁体和加速器:	a. 具有以下任何一组特性的脉冲放电电容器: 1. 额定电压大于1.4kV, 储能大于10J, 电容大于0.5μF和串联电感小于50nH; 2. 额定电压大于750V, 电容大于0.25μF和串联电感小于10nH; b. 具有以下所有特性的超导磁体: 1. 能够产生超过2T的磁场; 2. 长径比(即长度除以内径)超过2; 3. 内径超过300mm; 4. 在50%的内部中心空间内, 磁场均匀度优于1%; 说明: 3A201.b项不管制为医用核磁共振成像系统(NMR)而专门设计并作为该系统部件出口的磁体。所谓作为该系统部件并不一定是实际同批装运的部件; 只要相关出口文件表明这种作为系统部件的关系, 也允许此类部件从不同来源单独装运。 c. 具有以下任何一组特性的闪光X射线发生器或脉冲电子加速器: 1. 加速管峰值电子能量大于等于500KeV且小于25MeV, 品质因数(K)大于等于0.25; 2. 加速管峰值电子能量大于等于25MeV, 峰值功率大于50MW。 说明: 3A201.c项不管制以下加速器:		

以上

両用品目輸出許可申請表作成ガイドライン¹

輸出許可申請書の記入方法

輸出ライセンス申請は、完全にペーパーレス化されています。輸出業者は、国家輸出管理システムの関連法規および規定を厳格に遵守しなければなりません。商務部の業務システム (<https://ecomp.mofcom.gov.cn>) の統一プラットフォームで、輸出ライセンス申請フォームに正確に記入し、必要とされる真正かつ有効な申請資料を提出し、資料のスキャンコピーおよびコピーの電子コピーがすべて原本と一致していることを確認しなければなりません。申請フォームの記入に関する指示は以下の通りです。

1. **申請書の提出方法**：通常は電子提出が推奨されますが、特別な事情がある場合は紙での提出も可能です。
2. **申請の種類**：新規ライセンスの申請、または既存のライセンスの更新を選択できます。ライセンス取得後に、輸送手段、通関港、商品価格など、ライセンスの有効期間中に変更が必要な重要ではない要素について合理的な変更を行う必要がある場合は、ライセンスの更新を選択してください。
3. **輸出業者**：ビジネスシステムへの登録が完了すると、輸出業者の関連情報が自動的に入力されます。
4. **契約番号**：これは輸出者と輸入者の間で締結された対外貿易契約または合意の番号を指します。契約番号がシステムの文字制限を超える場合は、契約番号をすべて備考欄に入力してください。
5. **輸入国/地域**：対外貿易契約における輸入者の所在する国または地域の名称を入力してください。
6. **最終仕向国/地域**：実際の最終ユーザーの所在する国または地域の名称を入力してください。つまり、商品が最終的に到着し、使用される国または地域です。最終仕向国/地域に直接出荷されない場合は、その理由と実際の輸送ルートを説明する補足資料を提出してください。

¹ 「两用物项出口许可申请填报指南」（中華人民共和國商務部・産業安全与進出口管制局サイト 2025 年 3 月 28 日）

https://aqygzj.mofcom.gov.cn/zsyd/art/2025/art_b4861fe2d8ff4f0c8e215325e9b64a1e.htm

7. **荷受人**：実際の荷受人の氏名を標準的な外国語または標準中国語で記入してください。
8. **エンドユーザー**：輸出される軍民両用品のエンドユーザーの氏名を標準的な外国語または標準中国語で記入してください。
9. **貿易形態**：一般的な貿易、国際リース、契約プロジェクト、支給材料による加工など、実際の状況に応じて選択し記入する。
10. **支払形態**：信用状、取立、送金、代金引換、無償など、実際の状況に応じて選択し記入する。
11. **契約締結日**：輸出入者が外国貿易契約または合意書に署名した具体的な日付を指す。署名日が双方で異なる場合は、最後の署名日を優先する。
12. **輸送手段**：実際の状況に応じて、海運、鉄道輸送、道路輸送、航空輸送、郵便輸送、海運＋陸上輸送、海運＋航空輸送など、輸送手段を選択し記入してください。
13. **通関港**：実際の状況に応じて、輸出通関港の名称を記入してください。
14. **通貨**：契約または合意における貨物金額の通貨を指します。
15. **商品分類**：実際の状況に応じて、商品、技術、サービスなどから選択し記入してください。
16. **商品名称および管理コード、商品コード**：輸出者は、輸出する商品の管理コードおよび商品コードを慎重に特定する必要があります。商品名称および管理コード、商品コードは、システムの指示に従って選択し、記入することができます。商品コードは税関商品コードです。すべてのデュアルユース商品に商品コードのオプションが用意されているわけではありません。システムに商品コードのオプションが用意されていない場合は、正直に、独自に記入する必要があります。
17. **仕様、等級**：輸出する商品の具体的なモデル、仕様、等級、その他のパラメータを記入します。システムで提供された参照商品名が不正確な場合は、この欄に正確な商品名を入力してください。**数量と単価**は、対外貿易契約と一致している必要があります。正しい通貨を選択してください。入力完了すると、元の通貨の金額は自動的に米ドルの価値に換算されます。
18. **船会社と船積みの航路の連絡先を事前に記入するかどうか**：船会社名欄に船会社名を記入し、貨物船積みの航路欄に貨物の出発地、経由地、目的地を記入することをお勧めします。
19. **交換の理由**：輸出許可証の交換申請を行う際には、交換の理由を記載する必要があります、その際には真実を記載しなければなりません。初回申請の際には、この欄への記入は必要ありません。
20. **貨物の技術的説明**：具体的な品目の説明については、「中華人民共和国の輸出管理リスト」や関連する輸出管理に関する公告、または「輸出入許可証管理カタログ（輸出管理対象品目および技術）」を参照し、輸出する品目の該当する指標の実際の状況を明確に記入し、輸出する品目が管理対象の範囲に該当するかどうかを明確に判断できるようにする。

必要があります。上記の主要指標以外の項目に関する技術情報は、別のページに追加することができます。例えば、無人航空機製品の場合、最大飛行持続時間、耐風速 (km/h)、最大航続距離、噴霧装置容量などの指標の具体的な値を指定する必要があります。

21. 商品の一般的な用途：商品の一般的な用途を指し、複数の分野および用途が含まれる場合があります。

22. 貨物の最終用途：輸出される貨物の実際の最終用途を指します。説明は、使用分野の一般的な説明ではなく、具体的かつ正確で、対象を絞ったものであるべきです。また、「最終使用者および最終用途証明書」文書の最終用途の説明と一致している必要があります。許可なく最終用途以外の情報を記入しないでください。

23. 備考：異なる単位による実際の輸出量の換算など、補足が必要な重要な情報を記入します。

24. 申請者の種類：自然人、企業法人、その他の組織、協会法人、行政機関などから選択できます。**単位 ID 番号**は統一社会信用コードです。

25. 単位の地域：システムにより自動入力されます。

26. 輸入者情報：システムにより表示される情報を入力してください。中国語名は標準的な訳語を使用してください。輸入者**補足情報**は、正直に記入し、輸入者の紹介資料と一致させてください。関連情報がない場合は、関連状況の説明を添付してください。

27. エンドユーザー情報：システムが要求する情報を記入してください。中国語名は標準的な訳語を記入してください。**補足情報**は真実を記入し、エンドユーザーの紹介資料と一致させてください。関連情報がない場合は、その状況を説明してください。

28. メーカー情報：システムが要求する情報を記入してください。

29. 輸出者情報：システムが要求する情報を記入してください。

30. 申請を提出するための電子資料のアップロード方法を選択し、添付資料をアップロードする必要があります。初回申請の際にアップロードする電子添付書類には、申請書（公印および割印）、契約書、協定書、その他の補足書類、輸出物品の技術仕様書、エンドユーザー証明書および用途証明書（輸出者の公印で確認された中国語訳を含む）などの関連保証書類、エンドユーザープロフィール（中国語訳を含む）、申請企業における法定代表者、主要管理職員、運営者の身元証明書、および商務部が要求するその他の書類（任意）が含まれます。ライセンスの更新時**にアップロードする電子添付書類には、申請書（公印付き、中綴じ）、更新指示書、取り消し予定のライセンス、輸出ライセンスの一時停止を裏付ける書類、およびその他の関連資料（任意）が含まれます。**

31. サブライセンス：申請が承認された後、入力された情報は、輸出される商品の総量に相当する最大 12 のサブライセンスを自動的に生成するために使用されます。申請内容に異なる仕様やモデルの品目が複数含まれる場合、現時点ではサブライセンスはサポートされていません。

輸出ライセンス申請資料の自己点検項目および自己点検フォーム（軍事転用可能品目

正式に申請書を提出する前に、申請者は輸出ライセンス申請資料の自己点検を行い、主に資料の完全性、標準化、整合性を確認する必要があります。

(1) 申請資料の完全性

輸出ライセンス（初回申請）には、以下の資料を提出する必要があります。

1. 申請書
2. 契約書、合意書、またはその他の補足資料の写し
3. 輸出される物品の技術説明または試験報告書
4. 最終ユーザーおよび最終用途を証明する書類（中国語訳を含む）
5. 輸入者および最終ユーザーの概要（中国語訳を含む）
6. 申請者の法定代理人、主要管理者、および運営者の身元証明
7. 商務部が要求するその他の書類（申請者は審査を促進するその他の資料を提出することもできる）

2) 申請書類の規範性

1. **申請書**：各項目の記入内容は正確かつ標準化された方法で記入しなければならない。法定代理人の署名は法定代理人またはその授権代表者が署名（委任状を提出）し、企業の公印を押さなければならない。申請書の2部には、企業の公印も押さなければならない。
2. **契約および合意書**：契約/合意書の番号、署名日、製品名、輸出者および輸入者の情報をすべて記載しなければならない。輸出者は国内企業（税関特別監督管理区域および保税倉庫内の企業を含む）でなければならない。輸入者は外国企業または香港、マカオ、台湾の企業でなければならない。契約および合意書は双方が署名するか、または会社公印を押さなければならない。契約には輸出管理コンプライアンスに関する条項を含めることを推奨する。
3. **物品の技術的説明または試験報告書**：輸出物品の該当指標の実際の状況は、管理リストおよび公告の特定物品の説明を参照して明確に提供し、輸出物品が管理範囲に該当するかどうかを明確に判断できるようにする必要があります。
4. **最終ユーザーおよび最終用途証明書**：通常はテンプレートに従って発行し、ユーザー情報および主な約束事項をすべて記載する必要があります。外国側の担当者が署名および捺印した英語の原本を提出し、外国側に公印がない場合はその状況を説明する必要があります。中国語の翻訳文には輸出業者の公印を押印し、翻訳の正確性を確認します。エンドユーザーが香港、マカオ、台湾の企業である場合は、香港、マカオ、台湾用のテンプレートに従ってフォームを記入してください。
5. **輸入者およびエンドユーザーのプロフィール**：これには、法人、設立日、事業範囲、資産規模、従業員数、企業ウェブサイト、主要製品などの情報が含まれますが、これらに限定されません。実際の生産現場や製品の写真、過去の協力に関する情報も提供できます。

6. 身分証明書：これには、法人、主要責任者、申請に関わる担当者の身分証明書および鮮明なコピーが含まれます。関連資料および書類は有効期限内のものでなければなりません。

7. その他の資料：これには、測定単位の変換に関する説明、過去の輸出記録および実際の使用状況、輸出数量の妥当性に関する説明などの資料が含まれる。申請が主管機関によって差し戻された場合、関連資料はシステムが提示する差し戻し要件に従って修正または補足し、再提出しなければならない。

(3) 申請内容の一貫性

1. アップロードした資料の申請番号は、システム申請番号と同じである。
2. 申請書に記載された契約番号、契約日、荷受人、輸入者、最終使用者、製品仕様およびモデル、数量、単位、価格などの情報は、アップロードされた契約書と一致している。一致していない場合は、測定単位の変換に関する説明など、状況および理由の説明を添付する。
3. 申請書に記載された契約番号、製品名、輸出者名、最終使用者名および住所、最終用途に関する声明などの情報は、「最終使用者および最終用途証明書」の関連情報と一致している。
4. 申請書に記載された法定代理人およびその他の関連担当者の情報は、アップロードされた身分証明書と一致していること。
5. 申請システムに入力された輸入者および最終使用者の情報は、契約書、輸入者および最終使用者のプロフィール、最終使用および最終用途証明書、その他の資料の関連情報と一致していること。
6. 申請書に記載された輸出品目は、アップロードされた技術的説明書の品目と一致していること。

添付資料： 軍事転用可能な品目の輸出ライセンス申請に関する自己チェックリスト

添付資料 ※表は省略

軍民両用貨物輸出許可申請に関するよくある質問

一、基本的な質問

1. 両用貨物の輸出許可申請はどのように行いますか？

答：軍民両用貨物の輸出許可申請は、すべてペーパーレスで行われます。 関連事業者は、商務部の業務システム（<https://ecomp.mofcom.gov.cn>）の統一業務プラットフォームの企業用端末からオンラインで申請を行い、必要に応じて関連書類を紙で商務省の管轄部署に提出します。 商務省の管轄部署は、基本要件を満たす申請を商務省に転送します。 商務部は関連部門と共同で、法律に基づき申請を審査し、法定の期間内に審査結果を輸出

オペレーターに通知します。輸出オペレーターは電子承認票を使用して、省商務部門のライセンスシステムから輸出許可証を取得します。

2. 電子キーの申請方法は？

答：電子認証サービスプロバイダーである北京国璋電子商務安全認証有限公司（電話：010-58103599、ウェブサイト：<http://www.cacenter.com.cn/>）を通じて申請してください。電子キーの申請後、管轄の省商務部門に連絡して受け取ってください。

3. どのような状況下では電子キーの申請は必要ないのでしょうか？

答：輸出業務相談（品目識別相談）をオンラインで完了させる場合は、電子キーは必要ありません。

4. 電子システムに入力する際に入力・保存・印刷ができない場合はどうすればよいですか？

答：このような技術的な問題については、システム技術サポートホットライン 010-67870108 までお問い合わせください。

5. どのような状況下で輸出業者はデュアルユース輸出許可証の申請が必要ですか？

答：中華人民共和国の「両用物資の輸出管理法」第 14 条の規定によると、輸出者は、輸出管理リストに列挙された両用物資、または一時的な輸出管理の対象となる両用物資の輸出許可証を申請するために、国務院の管轄商務部門に申請しなければならない。関連する貨物、技術、サービスの輸出が「輸出管理法」第 12 条第 3 項に規定された状況のいずれかに該当する場合、輸出者は、国務院の管轄商務部門に輸出管理法および輸出管理法の規定に従って輸出許可証を申請しなければならない。法律、行政法規、軍事法規に別途規定がある場合は、その規定が優先される。

6. デュアルユース商品の輸出許可申請の審査にはどのくらいの期間がかかりますか？

答：デュアルユース商品の輸出管理に関する規定の第 17 条の関連規定によると、商務部は単独で、または関連国家部門と協力して、輸出管理法および規定の関連規定に従って輸出許可申請を審査し、デュアルユース商品の輸出許可申請の受理日から 45 営業日以内に許可または不許可の決定を下すものとします。補足資料の返却が必要な申請については、審査期間は規定に準拠した完全な資料が商務部に受理された日から計算されます。国家安全保障および国益に重大な影響を及ぼす可能性のある「両用物資」の輸出については、国務院商務部が関連国家機関と共同で、国務院の承認を得るために申請書を提出するか、または国務院および中央軍事委員会の承認を得るために申請書を提出する。国務院の

承認を得るために、または国务院および中央軍事委員会の承認を得るために提出された申請書は、前述の審査期間の対象とはならない。

国务院商務部が輸出ライセンス申請の審査を行う際に、法律に従って輸出業者または最終ユーザーの識別、専門家の意見の徴求、または現地での検証を行う必要がある場合、そのために要する時間は前述の輸出ライセンス審査期間には含まれない。

7. 輸出許可申請の進捗状況を確認するにはどうすればよいですか？

答：企業は、輸出入管理システムにログインし、該当する申請の「進捗状況照会」をクリックすることで、現在の申請の進捗状況を確認することができます。

8. 電話で担当者に申請の進捗状況を確認してもらうことはできますか？

答：申請の進捗状況などの情報は、管理部門にのみ開示されているため、電話では電話の主が誰であるかを確認することが困難です。申請者は、システム上で進捗状況を自ら確認することをお勧めします。

9. システムでの照会進捗状況は副署欄に表示されます。副署にはどのくらいの時間がかかりますか？

答：通常、単位の副署時間は 10 営業日を超えません。

10. 両用物資の輸出許可申請には費用がかかりますか？

答：いいえ、かかりません。

11. 輸出許可申請で問題が発生した場合、どのようなルートで相談すればよいですか？

答：まず、商務部の安全監督管理局の公式サイトでよくある質問を確認してください。電子システムのホームページには、各省の商務部門と商務部の安全監督管理局の電話番号が掲載されており、適時に更新されています。担当者に問い合わせる必要がある場合は、項目や業務の種類に応じて、該当する番号にお電話ください。

12. 両用物資を国内から保税区、輸出加工区、保税地域などの特別税関監督管理区域に移転する場合、輸出許可証の申請が必要ですか？

答：「両用物資の輸出管理に関する規定」第 48 条の関連規定によると、国内の領域と保税区、輸出加工区などの特別な税関監督管理区域の間、または前述の税関監督管理区域と保税区の間における両用物資の移転については、両用物資および技術の輸出入許可証は必要ない。

13. 両用物資または実験用サンプルを輸出する場合、両用物資の輸出許可証が必要か？

答：両用物資および技術の輸出入許可証管理弁法の第 20 条では、両用物資または実験用サンプルの国外への輸出は通常の輸出とみなすことが規定されています。輸出業者は規定に従って両用物資の輸出許可証を申請し、両用物資の輸出許可証を本弁法に従って処理しなければなりません。

14. 中央企業はどのように両用物資の輸出許可証を申請するのですか？

答：中央企業を含むすべての企業は、所在地を管轄する省レベルの商務部門に申請書を提出しなければなりません。管轄の省レベルの商務部門は、申請書類を商務部に転送し、商務部は関連部門と共同で、法律に基づき申請書類を審査し、法定の期限内に許可を与えるか否かの決定を行います。

15. 規制化学品の輸出入許可申請は商務部に提出するのですか？

答：規制化学品の輸出入許可の審査および承認の主管部門は工業情報化部（化学兵器禁止条約実施国家事務局）です。関連規定に従ってライセンスを申請してください。ライセンス取得後、商務部の割当・許認可局に連絡してください。

16. 放射性同位元素の輸入ライセンスの申請方法を教えてください。

答：放射性同位元素の輸入承認およびライセンスの管轄当局は生態環境部です。関連規定に従ってライセンスを申請してください。ライセンス取得後、商務部の割当・許認可局に連絡してください。

二、許可申請

17. デュアルユース製品の輸出には事前登録が必要ですか？

答：商務部令第 2 号（2025 年）により、輸出用デュアルユース物品の登録は廃止されました。

18. 許可を必要とするデュアルユース物品の申請ガイドラインはどこで見つけることができますか？

答：企業は商務部の公式ウェブサイト（安全保障および管理局）のオンラインサービスセクションにアクセスするか、または「輸出入用デュアルユース物品および技術管理申請システム」のホームページにログインし、基本情報、設定根拠、受理条件、処理手順、申請資料、申請受理、処理方法など、該当する事項の申請ガイドラインを見つけることができます。

19. 1つの契約/注文で複数のライセンスを申請することはできますか？

答：通常、1つの契約/注文は1つの申請書に対応します。1つの契約/注文で複数のライセンスを一括申請する必要がある場合は、その理由を書面で説明し、一括申請する物品の総量は契約の総量を超えてはなりません。また、1つの申請書で複数の契約番号に対応することはできません。

20. 1つの申請書で申請する物品を一括で輸出する必要がある場合はどうすればよいですか？

答：現行の「両用物資および技術の輸出入許可管理弁法」の関連規定により、両用物資の輸出許可証は「一船一証」の制度が実施されています。輸出業者が一括輸出を円滑に行えるよう、1つの申請書で最大12件までの複数の許可証を申請することができます。システムで申請書を作成する際、該当する欄で選択することができます。

21. 許可証の申請にはどのような資料を提出する必要がありますか？

答：申請資料には一般的に以下が含まれます。

- (1) 申請書、
- (2) 申請者の法定代理人、主要経営管理者、および運営者の身元証明書、
- (3) 契約書、協定書、またはその他の関連書類のコピー、
- (4) 輸出される物品の技術仕様書または試験報告書、
- (5) エンドユーザー証明書および用途証明書（中国語訳を含む）、
- (6) 輸入者およびエンドユーザーの情報（中国語訳を含む）、
- (7) 商務部が要求するその他の書類。

22. 書面で提出する必要があるその他の書類にはどのようなものがありますか？

答：「最終使用者および最終用途証明書」の原本および署名捺印済みの「中華人民共和国の機微技術および機微項目の輸出許可申請書」は、管轄の省レベル商務部門に提出しなければなりません。その他の申請書類は、ハードコピーで提出する必要はありません。

「二重認証」を必要とする物品の輸出申請については、管轄の省レベル商務部門は前述のハードコピー資料を商務部に提出しなければなりません。

23. 「最終使用者および最終用途証明書」の原本を提出する必要がありますか？

答：エンドユーザーが署名・捺印した原本を提出し、輸出者が捺印した翻訳文を添付し、翻訳文が正確であることを確認する必要があります。

24. 輸出品の最終用途はどのように記入すべきですか？

答：輸出業者は、輸出品の最終用途を十分に理解し、確認する必要があります。申請資料における最終用途の説明は、使用分野の一般的な説明ではなく、具体的かつ正確なもの

でなければなりません。例えば、一部の黒鉛製品の最終用途は耐火レンガや難燃剤の製造などです。

25. 申請書および関連申請資料における最終用途の説明は異なってもよいですか？

答：申請書および関連申請資料における輸出品の最終用途の説明は、中国語および英語で一致していなければなりません。

26. 「輸出入両用物資および技術の輸出入許可管理目録」に該当する税関商品番号が見つからない場合、どのように記入すべきですか？

答：すべての管理対象品目に該当する税関商品番号があるわけではありません。輸出する商品の技術仕様が管理基準を満たしている場合、税関商品番号がカタログに記載されていない場合、輸出者は輸出する商品の税関商品番号を適宜記入することができます。輸出管理の対象となるデュアルユース技術の場合、輸出者は税関商品番号を記入する必要はありませんが、品目名と管理コードを記入しなければなりません。

27. 申請書の品目数量はキログラム単位ですが、契約書は他の測定単位を使用しています。

答：輸出契約書ではポンド、個数、単位などが使用されているが、輸出許可申請書ではキログラムが使用されている場合、契約数量をキログラムに換算し、その換算の詳細を記載する必要があります。

28. 輸出許可書に記載された数量を超えて、両用物品を申告することはできますか？

答：一般的に言えば、いいえ。ただし、「両用物資および技術の輸出入許可管理弁法」第18条に規定されている例外があります。「一括一証明書」制度のバルクまたは未包装の「両用物資」については、税関で申告する超過量は許可証に記載された輸出量の5%を超えてはなりません。一括または包装されていないデュアルユース商品で「一括一証明書」システムが適用されないものについては、実際に輸入された数量が、輸入された各バッチから差し引かれます。最後のバッチが輸入された時点で、超過数量は、デュアルユース商品および技術輸入ライセンスの実際の残数量に基づいて計算され、規定の5%の超過限度内に収めなければなりません。

29. 申請書の荷受人は仲介業者でもよいですか？

答：輸入者と最終使用者の間に仲介業者が存在する場合、荷受人は仲介業者でもよいですが、関連状況を補足するか、仲介業者と輸入者、仲介業者と最終使用者との間で締結された貿易契約書などの関連資料を添付する必要があります。必要に応じて、適法な取引を約束する仲介業者の書類を提出してください。

30. 申請書の法定代理人の署名は署名スタンプで代用できますか？

答：申請書への法定代理人の署名は、必ず法定代理人の自筆でなければならず、署名スタンプで代用することはできません。法定代理人に代わって他の人物が署名する場合は、法定代理人が発行した委任状も提出しなければなりません。

31. 輸出数量の妥当性に関する補足説明の要件は何ですか？

答：輸出事業者は、最終ユーザーへの輸出実績や、最終ユーザー自身の状況（業務規模、生産能力、下流顧客の需要など）に基づいて説明を行うことができます。

32. 貨物の名称が管理対象貨物と同じまたは類似しているが、技術指標が関連管理対象貨物の説明の要件を満たしていない場合、許可申請を行う必要がありますか？

答：管理指標を満たさない物品は、管理リストに記載されている管理対象物品ではなく、通常は輸出許可証を必要としません。しかし、輸出管理法第 12 条によると、輸出者が、輸出する物品が国家安全保障および国益を損なうリスクがあること、大量破壊兵器およびその運搬手段の設計、開発、生産、使用に使用されること、またはテロ目的に使用されることを知っている、または知っているべきである、あるいは知らされている場合、輸出許可証を申請しなければなりません。

33. デュアルユース輸出ライセンスの有効期間はどのくらいですか？

答：現在、単一のライセンスは通常 6 ヶ月間有効です。ライセンスの有効期間が 1 年以上で、翌年の 3 月 31 日以降に期限が切れる場合は、3 月 31 日までに現地のライセンス当局に更新申請を行うことで、実際の有効期間まで更新することができます。

34. どのような状況下でライセンスの更新が可能ですか？更新にはどのような書類が必要ですか？

答：輸送手段や通関港の変更、市場の変化に対応するための商品価格の軽微な調整、ライセンスの延長、その他の重要な要因については、元のライセンスの有効期間内に申請することができます。申請者は、商務部の業務システムの統一プラットフォーム上で申請情報を記入する際、「更新」を選択し、以下の資料をアップロードする必要があります。①新しい申請書、②古いライセンス、③古いライセンスの一時的な使用停止に関する関連資料、④変更内容および理由の説明。

通常、ライセンスは 1 回のみ更新することができます。

35. 一般ライセンスとは何ですか？

答：一般許可証は、輸出者が輸出許可証に明記された範囲、条件、有効期間内で、複数の特定のデュアルユース物品を1人または複数の最終使用者に輸出することを認めるものです。一般許可証の有効期間は3年以内です。

36. 輸出者は一般許可証の申請にあたり、どのような条件を満たさなければならないか？

答：中華人民共和国の「軍民両用貨物輸出管理弁法」第16条の規定によると、軍民両用貨物の輸出管理に関する社内コンプライアンス体制を構築し、運用している輸出業者で、軍民両用貨物の輸出実績があり、輸出ルートおよび最終ユーザーが比較的固定している場合は、管轄の商務部門に一般許可証の申請を行うことができる。一般許可証の申請を検討している輸出業者は、事前に管轄の商務部門と連絡を取ることを推奨する。一般許可証の申請には、以下の資料を提出しなければならない。

- (1) 申請者の法定代理人、主要経営陣、および運営者の身元証明
- (2) 輸出用デュアルユース商品の契約書、合意書、その他の関連書類のコピー
- (3) 輸出用デュアルユース商品の技術的説明または試験報告書
- (4) 輸出用デュアルユース商品の最終ユーザーおよび最終用途の裏付け書類
- (5) 輸出用デュアルユース商品の輸出ルートおよび最終ユーザーに関する関連状況の説明
- (6) 輸出用デュアルユース商品の輸出管理に関する社内コンプライアンスシステムの運用状況の説明
- (7) 輸出用デュアルユース商品の輸出ライセンスの申請および使用状況の説明
- (8) 国務院の主管商務部門が要求するその他の資料。

37. どのような状況下では一般許可は適用されないのか？

答：輸出事業者は、以下の状況のいずれかに該当する場合には、一般許可を申請することはできない。

- (1) 輸出管理法規に違反し、刑事罰を受けたことがある、または、輸出管理法規に違反し、直接責任を有する責任者およびその他の直接責任を有する者が刑事罰を受けたことがある。
- (2) 過去5年以内に、輸出管理法規に重大な違反をし、行政処罰を受けたことがある。
- (3) 完全外資企業、中国に設立された海外組織および個人の代表事務所および支店で、輸出管理規定第28条に定められた管理リストに属するもの
- (4) その他、国務院の商務主管部門が定める状況

一般許可証を取得した輸出業者が前項に定められた状況に該当する場合、国務院の商務主管部門は、その輸出業者が取得した輸出許可証を取り消すものとする。

38. 輸出業者が一般許可証の申請を行わなかった場合、どうすべきでしょうか？

答：一般許可を取得できない場合、輸出者は「中華人民共和国の輸出管理に関する規定」に従って個別許可を申請しなければならない。

39. 許可申請における一般的なミスにはどのようなものがあるか？

答：一般的なミスには以下のようなものがある。

- (1) 申請書類に不備がある、必要とされる補足資料のアップロードまたは添付漏れ、申請書に輸出者の印、割印、法定代理人の署名または日付がない
- (2) 最終使用者および最終用途証明書に責任者の手書き署名がない、または手書き署名の代わりに署名スタンプが使用されている、事業内容の要点が一致していない、商品の名称が一致していない、最終用途の説明が不明確であるなど、中国語訳に翻訳ミスがある、最終使用者企業の名称および住所が要求通りに訳されていない、訳文に署名がない、輸出者が印鑑を押していない、中国語と英語の表現が一致していないなど、香港、マカオ、台湾地域が特別なテンプレートに従って発行されていないなど、
- (3) 申請書および契約書の契約番号と契約日が一致していない、
- (4) 申請書と契約書の金額が一致していない。
- (5) 申請書の最終用途、最終ユーザー、最終用途証明の英語および中国語の最終用途の説明が一致していない、または最終用途の説明が曖昧で、明らかな文法エラーがある。
- (6) 申請書に輸出者、輸入者、最終ユーザーの記載がない、またはアップロードした添付ファイルのユーザー紹介と情報が一致していない。輸入者および最終ユーザーの紹介が欠落している、または輸出量が正当化できるほど内容が曖昧である。
- (7) 申請者の身元証明書が欠落、不完全、期限切れ、または法定代理人の署名のある委任状が発行されていない場合、
- (8) 製品技術説明書およびその他の情報に「両用物資および技術の輸出入許可管理目録」に準拠した関連指標パラメータが記載されていない場合、
- (9) 輸入国が仲介国と一致せず、契約上の最終仕向地とエンドユーザーの住所およびエンドユーザーの国が一致しない場合。

三、業務相談（項目識別）

40. 輸出者は、輸出する物品が「両用物品」に該当するか否かをどのように判断すればよいですか？

答：輸出者は、「中華人民共和国両用物品輸出管理リスト」に基づき、輸出する物品が管理対象物品に該当するか否かを判断しなければなりません。また、中国輸出管理情報ネットワーク (<http://exportcontrol.mofcom.gov.cn/>、ページ左側) で公開されている「両用物品輸出管理リスト」データベースを利用して検索することもできます。輸出者は、輸出する貨物、技術、サービスの性能指標と主な用途を理解し、それらが軍民両用商品であ

るかどうかを判断しなければなりません。判断できない場合は商務部に相談することができますが、その際には輸出する貨物、技術、サービスの性能指標と主な用途、および軍民両用商品であるかどうかを判断できない理由を提示しなければなりません。

41. 業務相談の申請にはどのような資料が必要ですか？

答：輸出者は、輸出する貨物、技術、サービスの性能指標と主な用途を理解し、それらがデュアルユース商品であるかどうかを判断しなければなりません。判断できない場合、輸出者は商務部の業務システム（<https://ecomp.mofcom.gov.cn>）の統一プラットフォームを通じて、デュアルユース商品の輸出に関する業務相談を申請することができます。輸出者がコンサルテーションを申請する場合、申請書、輸出する物品の名称、輸出する物品、技術、サービスの性能指標、主な用途、および、それがデュアルユース物品であるかどうかを判断できない理由を提出する必要があります。詳細については、管轄の商務局にお問い合わせください。

42. 輸出者は、コンサルテーション申請書に物品の技術指標をどのように提出すべきですか？

答：輸出者は、輸出管理リストのデュアルユース物品の物品の技術的説明に従って、輸出する物品の対応する技術指標を提供する必要があります。

43. ビジネスコンサルテーションは、前駆化学物質を含む商品にも申請できるか？

答：前駆化学物質に関する関連規定では、明確に識別できる前駆化学物質の分類および目録が明確に列挙されており、ビジネスコンサルテーションは必要ない。

44. ビジネスコンサルテーションの回答レターの有効期間はどのくらいか？

答：回答レターの有効期間は、回答日から6ヶ月間である。

45. 企業はどのようにしてビジネスコンサルテーションの回答レターを取得できるか？

答：審査を通過した後、企業はシステム上でダウンロードおよび印刷できる。

46. 異なるモデルの製品をまとめてビジネス相談に申請することはできますか？

答：ビジネス相談は輸出される商品の属性に基づいて行われます。異なるモデルの製品の主要な技術指標が同じであれば、相談をまとめて行うことができます。

47. ガリウム化合物を含有するデバイスまたは素材は両用品目の管理（規制）範囲にふくまれますか？

答：《中華人民共和国両用品目輸出管理リスト》の関連規定によれば、管理（規制）を行

うガリウム関連品目には以下のものが含まれる。

→【補足】以下 a～h は《両用品目輸出管理リスト》3C001 ガリウム関連品目から引用。

- a. 金属ガリウム（単体）；
- b. 窒化ガリウム（GaN）（ウェーハ、粉末、小片等の形状を含むがこれらに限定されない）；
- c. 酸化ガリウム（Ga₂O₃）（多結晶、単結晶、ウェーハ、エピタキシャルウェーハ、粉末、小片等の形状を含むがこれらに限定されない）
- d. リン化ガリウム（GaP）（多結晶、単結晶、ウェーハ、エピタキシャルウェーハ等の形状を含むがこれらに限定されない）
- e. ヒ化ガリウム（ガリウムヒ素）（GaAs）（多結晶、単結晶、ウェーハ、エピタキシャルウェーハ、粉末、小片等の形状を含むがこれらに限定されない）
- f. ヒ化インジウムガリウム（InGaAs）；
- g. セレン化ガリウム（GaSe）（多結晶、単結晶、ウェーハ、エピタキシャルウェーハ、粉末、小片等の形状を含むがこれらに限定されない）
- h. アンチモン化ガリウム（GaSb）（多結晶、単結晶、ウェーハ、エピタキシャルウェーハ、粉末、小片等の形状を含むがこれらに限定されない）。

窒化ガリウム（GaN）充電器、インジウム・錫酸化物ターゲット材（ITO）、酸化インジウム・ガリウム・亜鉛ターゲット材（IGZO）、光ファイバ、有機ゲルマニウム、水素化ゲルマニウム、塩化ガリウム、ガーネット結晶、熱伝導ペーストは現在、両用品目の管理（規制）範囲には含まれない。《輸出管理法》第十二条第三項に記載された状況に該当する場合は除く。

→【補足】《輸出管理法》第十二条第三項：

輸出管理リストに記載された管理品目および臨時管理品目以外の貨物・技術とサービスにおいて、関連する貨物、技術とサービスで以下のリスクが存在する可能性のあることを、輸出者が知っている、または知っていたはず、あるいは国家輸出管制管理部門の通知を受けた、国家輸出管制管理部門に許可を申請しなければならない：

- （一）国の安全と利益に危害を及ぼす；
- （二）大量破壊兵器およびその輸送用具の設計・開発・生産あるいは使用に用いられる；
- （三）テロリズムの目的に用いられる。

48. 人造黒鉛粉末は両用品目の規制（管理）範囲に含まれますか？

答：人造黒鉛で曲げ強度の技術指標を備えていない、高純度（純度＞99.9%）、高強度（曲げ強度＞30Mpa）、高密度（密度＞1.73 g/cm³）の要件を同時に満たさないものは、現在、両用品目の管理（規制）範囲には含まれない。

→【補足】《両用品目輸出管理リスト》1C108b による。

https://www.cistec.or.jp/service/keizai_anzenhosho/china/data/20241125.pdf#page=26

49. 人造黒鉛の高純度、高強度、高密度の3項目の指標に対する説明はどのように理解したらよいですか？

答：①高純度(純度>99.9%)、②高強度(曲げ強度>30Mpa)、③高密度(密度>1.73 g/cm³)の3項目の要件を同時に満たす人造黒鉛素材とその製品は、両用品目の管理(規制)範囲に含まれる。経営者は関連輸出許可の申請手続きのさい、人造黒鉛素材とその製品の技術説明または検査報告にその純度、曲げ強度、密度の実際の値を明記しなければならない。

50. 金属または繊維等の素材を使用した黒鉛製品は両用品目の管理(規制)範囲に含まれますか？

答：金属または繊維等の素材(例：綿繊維、ガラス繊維、石綿、PTFE 含浸アラミド繊維、PTFE (ポリテトラフルオロエチレン))で強化した黒鉛パッキン、黒鉛ガスケット、黒鉛複合板、黒鉛ヤーン、黒鉛リングは現在、両用品目の管理(規制)範囲には含まれない。《輸出管理法》第十二条第三項に記載された状況に該当する場合は除く。

→【補足】《輸出管理法》第十二条第三項は上記47. の補足部分を参照。

51. 商用暗号製品で両用品目の輸出入許可手続きを必要とするものは何ですか？

答：商用暗号製品の輸出入許可の適用範囲は商務部・国家暗号管理局および海関総署 2020 年第 63 号公告で発布した《商用暗号輸入許可リスト》および商務部、工業情報化部、海関総署および国家暗号局 2024 年第 51 号公告で発布した《中華人民共和国輸出管理リスト》に掲載された品目である。上記リストの基準と照らし合わせても商用暗号製品輸出入許可の手続きが必要か否かを判定できない場合は、両用品目輸出業務諮問手続きを行うことができる。

→【補足】《商用暗号輸入許可リスト》について、商務部・国家暗号管理局・海関総署 2020 年第 63 号公告では《商用暗号輸入許可リスト》《商用暗号輸出管理リスト》を公表しているが²、《中華人民共和国輸出管理リスト》5A002、5A004、5B002、5D002、5E002 と同内容。

² 「商务部 国家密码管理局 海关总署公告 2020 年第 63 号 关于发布商用密码进口许可清单、出口管制清单和相关管理措施的公告」(中華人民共和国商務部・産業安全与進出口管制局サイト 2020 年 12 月 2 日)

https://aqygzj.mofcom.gov.cn/qdml/art/2020/art_aa383a8551a64251a7d202e0c62d4ee4.html

52. 商務部・海関総署 2025 年第 10 号公告³1C117.d. のタングステン関連品目に簡単な混合物は含まれますか？

答：パラタングステン酸アンモニウム、酸化タングステン、炭化タングステン（タングステンカーバイド）およびその他の品目の簡単な混合物、未焼結金属炭化タングステン（タングステンカーバイド）はすべて現在の両用品目の管理（規制）範囲内に含まれる。

53. 商務部・海関総署 2025 年第 10 号公告 1c117.c.2 の“機械加工”はどのように理解すればいいですか？

答：今回管理（規制）範囲に加えた固体タングステン（1C117.c）は、素材成分条件（1C117.c.1）および関連するサイズ、形状の要件（1C117.c.2）を同時に満たすものである。固体タングステンの素材の性質によって、ここでの“機械加工”とは、旋削、フライス、平削り、研削などの切削プロセス（“大きいものを小さくする”）のみを指し、押出、引張、拡張等のプロセス（“小さいものを大きくする”）は含まない。

54. メタタングステン酸アンモニウムは両用品目の管理（規制）範囲に含まれますか？

答：メタタングステン酸アンモニウムはタングステンの酸性化合物で、現在の両用品目の管理（規制）範囲には属さない。《輸出管理法》第十二条第三項に記載された状況に該当する場合は除く。

→【補足】《輸出管理法》第十二条第三項は上記 47. の補足部分を参照。

55. 焼結金属炭化タングステン（タングステンカーバイド）等の関連製品は両用品目の管理（規制）範囲に含まれますか？

答：焼結金属炭化タングステン（タングステンカーバイド）、炭化タングステン（タングステンカーバイド）板（ブロック、棒、球）、炭化タングステン（タングステンカーバイド）金属セラミックス、炭化タングステン（タングステンカーバイド）合金粉末、炭化タングステン（タングステンカーバイド）廃棄物・破片；炭化タングステン（タングステンカーバイド）で作製した硬質合金ドリルビット、チップ（刃先）等；ダイヤモンドコンパクト（PDC）；タングステンフック（タングステン鋼を含む）、スタンピング金型（タングステン鋼を含む）、エンドミル（タングステン鋼を含む）；タングステンフィラメントはすべて現在の両用品目の管理（規制）範囲には含まれない。《輸出管理法》第十二条第三項に記載された状況に該当する場合は除く。

³ 「商务部 海关总署公告 2025 年第 10 号 公布对钨、碲、铋、钼、铟相关物项 实施出口管制的决定」（中华人民共和国商务部サイト・政务公开・政策发布 2025 年 2 月 4 日）
https://www.mofcom.gov.cn/zwgk/zcfb/art/2025/art_e623090907fc4e1092f0a4db72f57b95.html

→【補足】《輸出管理法》第十二条第三項は上記 47. の補足部分を参照。

56. テルル化亜鉛カドミウムターゲット材は両用品目の管理（規制）範囲に含まれますか？

答：テルル化亜鉛カドミウムターゲット材は現在の両用品目の管理（規制）範囲に含まれる。

→【補足】 商務部・海関総署公告 2025 年第 10 号公告の 6C002.b.2。

https://www.cistec.or.jp/service/keizai_anzenhosho/china/data/20250205.pdf#page=14

57. テルル化カドミウム、テルル化亜鉛で製造した太陽エネルギーユニットは両用品目の管理（規制）に含まれますか？

答：テルル化カドミウム、テルル化亜鉛で製造した太陽エネルギーユニット、テルル化カドミウム薄膜太陽光発電モジュール、テルル化カドミウム発電ガラス、テルル化亜鉛カドミウム高分解能プローブはすべて現在の両用品目の管理（規制）範囲に含まれない。《輸出管理法》第十二条第三項に記載された状況に該当する場合は除く。

→【補足】《輸出管理法》第十二条第三項は上記 47. の補足部分を参照。

四、コンプライアンス体制

58. 輸出管理に関する社内コンプライアンス体制をどのように構築すればよいですか？

答：商務部公告 2021 年第 10 号「軍民両用物資輸出企業による輸出管理に関する社内コンプライアンス体制の構築に関する商務部の指導意見」および添付の「軍民両用物資輸出企業の輸出管理に関する社内コンプライアンスのガイドライン」を参照し、輸出企業の実情に即した関連コンプライアンス体制を構築することができます。具体的な問題がある場合は、所在地の省レベルの商務主管部門または商務部の安全保障および管理局に問い合わせることができます。

59. どのような輸出業者が輸出管理のための内部コンプライアンス体制を構築する必要があるのか？

答：デュアルユース物品の輸出業者に加え、デュアルユース物品の輸出に関する代理、運送、配送、通関、第三者電子商取引取引プラットフォーム、金融などのサービスを提供する業者、商用暗号製品の輸入、および前駆化学物質の輸出入に従事する業者、ならびにデュアルユース物品の研究開発、生産、その他の業務に従事する企業および研究機関は、対応するコンプライアンス体制の構築を参考にすることができる。

60. 輸出事業者が輸出管理のための内部コンプライアンス体制を構築し、効果的に運用することにはどのようなメリットがあるか？

答：輸出管理のための内部コンプライアンス体制を構築した輸出事業者は、以下のことを実現できる。（１）予防：取引前の審査により、違反リスクを防止する。（２）是正措置：疑わしい状況を発見し、自己検証と自己修正を行い、積極的に報告し、有害な結果の発生または拡大を防止するための迅速な是正措置を講じる。（３）緩和：違反が発生した後、調査と処理を支援し、デューデリジェンス義務が履行されていることを証明し、損失を軽減する。輸出管理に関する内部コンプライアンス体制を確立し、効果的に運用している輸出事業者は、国家輸出管理主管部門から管理対象物品の輸出に関する一般許可証などの緩和措置を付与される可能性がある。

61. 輸出管理に関する内部コンプライアンス体制を確立する際に、輸出事業者はどのような原則に従うべきか？

答：「商務部の『輸出事業者による輸出管理に関する内部コンプライアンス体制の確立に関する指導意見』」によると、輸出管理に関する内部コンプライアンス体制を確立する企業は、以下の原則に従うべきである。（１）合法性の原則。輸出事業者は、輸出管理コンプライアンス体制を構築する上での基本原則として、国の輸出管理に関する法律および規則を厳格に遵守し、合法的かつコンプライアンスに則った業務運営の重要性を十分に理解しなければならない。事業者の関連行為は、輸出管理に関する法律および規則の規定に準拠していなければならない。法律に違反した場合は、事業者はそれに見合った法的責任を負うことになる。（２）独立性の原則。輸出事業者の内部コンプライアンス体制は、輸出事業者の管理システムにおける重要な一部であり、事業運営システム内に独立して存在する。輸出企業は、内部コンプライアンスシステムのプロセス管理とシステム保証を通じて、自らの業務慣行を規制し、自主的にモニタリングする。また、内部コンプライアンスシステムは、国家の輸出管理に関する法律および規則の違反に対して拒否権を行使することができる。（３）有効性の原則：輸出企業は、実際の業務状況を踏まえて、効果的な輸出管理のための内部コンプライアンスシステムを構築し、経営陣の関心、全社員の参加、全プロセス管理、定期的評価、継続的改善を重視した業務運営体制を実現し、輸出業務活動に対する内部コンプライアンスシステムの監督および規制の役割を効果的に発揮する。

62. 輸出管理のための内部コンプライアンス体制の具体的な要素とは何ですか？

答：優れた輸出管理のための内部コンプライアンス体制には主に 9 つの基本要素があります。第一に、企業の主要責任者がコンプライアンスを明確に約束することを求める方針声明を策定し、企業のミドルマネジメントおよび上級管理職がコンプライアンスの実践を率先すること。第二に、企業が輸出管理のための内部コンプライアンス体制の組織管理体制を確立し、関連する責任を明確にすることを求める組織構造を確立すること。第三に、

企業が輸出管理のリスクを定期的かつ包括的に評価し、講じることができるリスク防止および管理措置を整理することを求める包括的なリスク評価を行うこと。第四に、企業が取引の初期接触から納品完了までの全プロセスをレビューすることを義務付けるレビュー手順の確立、5. 違反を迅速に特定し、是正措置を講じ、違反を国家輸出管理部門に速やかに報告するための緊急時対策の策定、6. 網羅性と的を絞った研修を確保するための教育および研修の実施、7. 輸出管理のための内部コンプライアンスシステムの有効な運用を確保するためのコンプライアンス監査の改善、8. 企業が関連文書およびデータを定期的にアーカイブすることを義務付けるデータアーカイブの維持、9. 経営マニュアルの作成と適時な更新および維持。

63. 輸出管理の社内コンプライアンス体制を構築・改善するにあたり、輸出管理者はどのような方針を定めるべきでしょうか？

答：方針の主な内容は以下の通りです。

- (1) 輸出管理コンプライアンスの基本的な目的と意義を明確にする。
- (2) 関連する輸出管理法規を遵守する。
- (3) いかなる状況下でも関連する輸出管理法規に違反する商業活動を行わない。
- (4) 輸出管理コンプライアンスを支持することを明確に表明する。
- (5) 商業活動を行う前に輸出管理リスクを評価し、見直すという約束、
- (6) 従業員が関連輸出管理規制に精通し、これを遵守することの重要性を強調し、従業員が関連輸出管理法規を遵守し、いかなる状況下でも輸出管理法規に違反した輸出を行わないことを義務付けること、
- (7) 関連輸出管理法規に違反した場合のリスクと罰則の可能性を記載すること、
- (8) 輸出管理コンプライアンスに関する担当者の氏名と連絡先を提供すること。

64. 輸出管理コンプライアンスの社内体制を構築・改善する際、輸出者はどのような組織構造を構築すべきでしょうか？

答：輸出事業者は、自らの実情や包括的なリスク評価の結果を踏まえ、意思決定レベルの支持を受け、輸出管理コンプライアンス部門が主導し、各事業部門が実施する、全方位的な多層構造のコンプライアンス管理組織体制を構築することができます。輸出管理者は、各レベルの組織構造を確定し、輸出管理コンプライアンス担当者の選定基準、職責、権限、連絡先を明確にし、コンプライアンスの履行状況を業績評価に組み入れるべきである。条件を満たす輸出管理者は、以下の組織管理システムを参照するか、輸出管理コンプライアンス組織を既存のコンプライアンス管理システムに組み入れることができる。条件を満たさない輸出管理者は、輸出管理業務の規模や包括的リスク評価の結果に基づいて、適宜調整することができる。

65. 輸出管理者が実施する包括的リスク評価の主な内容は？

答：包括的リスク評価は、輸出管理の社内コンプライアンス体制の基礎となるものです。具体的な内容としては、(1) 取引対象品目、(2) 取引先、(3) 技術・研究開発、(4) 社内業務、(5) 輸出管理関連情報、(6) 第三者パートナー、(7) リスク防止策などが挙げられますが、これらに限定されません。詳細は「輸出管理の社内コンプライアンス・ガイドライン（デュアルユース品目編）」を参照し、輸出プロセスにおけるリスクポイントを想定した上で、それに応じた防止策を講じてください。

66. 輸出業者は契約前の審査プロセスにおいて何を審査する必要があるか？

答：輸出業者は契約前の審査プロセスにおいて、貨物の関連状況、最終ユーザー、最終用途、輸送ルートを総合的に評価する必要があります。詳細は、「商務部の『輸出管理に関する内部コンプライアンス体制の構築に関する指導意見』」を参照してください。また、添付の「警告行動の参考表」を参照することで、顧客に異常行動の兆候がないかを確認することもできます。